

東部共同調理場給食配送業務委託 仕様書

1. 委託業務概要

金沢市東部共同調理場で調達した給食及び食器類の入ったコンテナを、8コース、6小学校・4中学校について所定時間内に配送及び回収する業務、並びに調理場及び学校において、車輛へコンテナを積み込む業務及び車輛からコンテナを下ろす業務

(1) 配送コース〔8コース〕＊「～」經由輸送 「、」ピストン輸送

東部共同調理場－兼六中学校	東部共同調理場－兼六小学校
東部共同調理場－城南中学校	東部共同調理場－田上小学校、朝霧台小学校
東部共同調理場－野田中学校	東部共同調理場－小坂小学校
東部共同調理場－紫錦台中学校	東部共同調理場－杜の里小学校～夕日寺小学校

(2) 配送車輛（配備車輛決定前にカタログ等を提示し、教育総務課の承認を受けること。 車輛配備完了後に車輛を提示し、台数・仕様等について教育総務課の確認を受けること。）

- ① 車輛 4輪駆動2t車8台以上であること。（その他予備車1台）
《内訳》
コンテナ5台以上を積載可能な車輛8台以上（その他予備車1台）
- ② ボディ 金属製、断熱材50mm以上
床面（仕上げ）：アルミ又はステンレス板同等品仕上げであること。
内面（仕上げ）：FRP、アルミ又はステンレス張同等品仕上げであること。
抗菌加工を施すこと。
後部搬入口：開口部はシャッター式とし、共同調理場及び各配送校の搬入口の形状に合わせること。
その他：脱臭機能（光触媒脱臭機能と同等以上）を有すること。
側面に「金沢市学校給食配送車」と明示すること。
（社名ロゴ等と同等以上で認識の容易な大きさとすること。）
- ③ 冷蔵機 庫温+5℃～+15℃を保てる能力を有すること。
- ④ その他 給食用コンテナが走行中動かないように固定すること。
（委託期間中にコンテナの形状等に変更があった場合は、その都度改造すること。）
配送車輛は本委託業務以外に使用しないこと。

(3) 業務従事者

- ① 委託業務に従事する人数は、8名以上とし、うち運転業務の責任者として、1名以上の直接雇用者又は正規職員を配置すること。
- ② 予備人員を1名以上確保し、業務従事者が欠けた時は直ちに代わりに委託業務を遂行すること。
- ③ 年1回以上の法定健康診断並びに毎月1回の赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌についての便培養検査を受け、結果を教育総務課に書面にて報告すること（予備人員含む）。
- ④ 委託業務従事中は、清潔な作業服、帽子、手袋及び安全靴を着用させること。
- ⑤ 委託業務従事中は、屋内専用履物を準備し履き替えを行うこと。

(4) 配送・回収時間

配送時間：概ね11時から12時までの間に東部共同調理場から各小中学校に概ね20分程度で配送すること。

回収時間：概ね13時15分から14時までの間に各小中学校から東部共同調理場まで配

送すること。

- (5) 配送貨物 給食用コンテナ 車輛1台につき2～5台
W1, 370mm×D800mm×H1, 600mm程度 ステンレス製
(約6クラス分の給食、食器類が収納可能、最大重量400kg)

2. 業務委託期間 令和9年9月1日から令和14年7月31日まで

- (1) 月間稼働日数 15日～20日程度(8月を除く。)
(2) 年間稼働日数 200日程度

3. その他遵守事項

- ① 突発事故等の際にも、本業務の履行に支障をきたすことがないように対応すること。
- ② 配送車輛の殺菌消毒を月1回行うこと。
- ③ 1日の業務終了後ボディ内清掃・洗浄を行うこと。
- ④ 毎日の運行内訳書及び清掃・洗浄記録を作成すること。
- ⑤ 配送中は、ボディ内温度を+5℃～+15℃に保つこと。
- ⑥ 共同調理場及び配送校内では、決められた場所以外は立ち入らないこと。
- ⑦ ボディ内に臭いが残る場合は、脱臭作業を行うこと。
- ⑧ その他関係諸法令等を遵守すること。

4. 支払方法 毎月均等払(各月業務完了後)
ただし、8月を除く。

5. 翌年度以降の契約について

- (1) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該委託業務の契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、発注者はこの契約を変更し、又は解除できる。委託業務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とする。
- (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対しその損害の賠償を求めることはできない。
- (3) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、価格の変動及び委託内容の変更等があった場合は、発注者と受注者との協議の上、委託料を定めるものとする。
- (4) 本契約は、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項(スライド条項)を適用する契約とします。

(別紙2)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る 特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本業務は賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、契約金額に対応する直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費に相当する額とする。(ただし、第6項に係る費用を除く。)
- 2 本業務における直接人件費とは、受注者が本業務に直接従事する者に、本業務に従事した対償として支払う、労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。
なお、本業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び子ども・子育て拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。
- 3 本業務における直接物品費とは、直接業務に従事する者が本業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用をいう。
- 4 本業務における業務管理費とは、本業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な前2項及び次項の費用を除く費用をいう。
- 5 本業務における一般管理費とは、企業を維持経営していくために必要な前3項の費用を除く費用をいう。
- 6 本業務における機器や車両の導入等にかかる初期費用や機器の設置等の当初のみに要する費用は、変動の対象とならない。
- 7 本業務における賃金水準及び物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 労務単価(該当労務単価: _____)
- 石川県最低賃金(以下、最低賃金という。)

(2) 物価水準

- 石川県又は金沢市が設定する資材単価や物価資料等の単価
 - 労務単価を基に算出した経費
 - 消費者物価指数 全国(生鮮食品を除く総合)(以下、物価指数という。)
- 8 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。
 - 本市設計書による算出
 - 受注者から提出された内訳書による算出

(ただし、直接人件費については、受注者の内訳書中の直接人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、直接物品費については、受注者の内訳書中の直接物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。)